

山口県報

令和5年
10月27日
(金曜日)

目次

- 告示
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………
- 保安林の指定（萩市）（森林整備課）……………
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）……………
- 公告
- 契約の締結（税務課）……………
- 公共測量の実施の終了（監理課）……………



山口県告示第三百七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和五年十月二十七日から同年十一月二十七日までの間、山口県宇部環境保健所、宇部市市民環境部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

申請者

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 都市産業株式会社

住 所 宇部市大字船木六一番四一

代表者の氏名 中村 光

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宇部市大字船木字山田六一番四一、六一番四七及び六一番四八

三 産業廃棄物処理施設の種類の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）、陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿及びばいじん

五 申請年月日

令和四年十二月十五日

山口県告示第三百八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
川尻区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	

山口県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和五年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市川上字笹尾一三〇五七の二から一三〇五七の八まで、一三〇五七の一〇から一三〇五七の一六まで、一三〇五七の一八、一三〇五七の一九、一三〇五七の二一から一三〇五七の二四まで、一三〇五七の二六から一三〇五七の二九まで、一三〇五七の三一、一三〇五七の三二、一三〇五七の三六、一三〇五七の四四から一三〇五七の四八まで、宇奈古屋狼谷一三〇五七の三三から一三〇五七の三五まで、宇奈古屋下一三〇六八の二、一三〇六八の一四、一三〇六八の一七、一三〇六八の一八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(令和元年山口県告示第二百三三号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和五年十月二十四日限り消滅した。

令和五年十月二十七日

防府市加入区

山口県知事 村岡 嗣 政



(二〇二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

周南県税事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 二百二十六万九千六百六十五キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年九月二十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

四国電力株式会社 香川県高松市丸の内二番五号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

八千四百四十五万三千四百五円

七 入札公告日

令和五年八月四日

八 その他

(一) 契約担当者

周南県税事務所長 河村 佳彦

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(二〇三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年十月二十七日

山口県知事 村岡 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

二 作業の地域

下松市

三 作業の期間

令和五年四月十八日から同年十月四日まで

令和五年十月二十七日印刷

発行人所

山口県知事